また、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（以下、「コロナ通知」という。）に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても実績として認める。

ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで実績として認めない。

(g)　異工種ＪＶにあっては、下記１）及び２）のとおりとする。

１）橋梁下部工事の施工を担当する構成員は、平成18年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(ｱ)及び(ｲ)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当する構成員の同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

ただし、下記(ｱ)及び(ｲ)は同一工事の施工実績でなくてもよいが、両方の実績を有すること。

(ｱ)　基礎形式が場所打ち杭（深礎杭は除く。）及び既製杭の施工実績を有すること。

(ｲ)　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚の工事の施工実績を有すること（歩道橋は除く。）。

２）橋梁上部及び鋼製橋脚工事の施工を担当する構成員は、平成18年度以降に元請として製作及び架設据付を行い完成し、引渡しが完了した下記(ｱ)及び(ｲ)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「異工種ＪＶの橋梁上部及び鋼製橋脚工事の施工を担当する構成員の同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

ただし、下記(ｱ)及び(ｲ)は、同一工事の施工実績を有すること。

(ｱ)　道路橋（ＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

※道路橋にはモノレール及び新交通を含む。

(ｲ)　鈑桁橋を除く鋼橋、鋼製橋脚又は鋼橋主塔の製作架設工事。

「異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当する構成員の同種工事の実績」及び「異工種ＪＶの橋梁上部及び鋼製橋脚工事の施工を担当する構成員の同種工事の実績」が、国土交通省が発注した工事（港湾空港関係を除く。）のうち説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事がコロナ通知に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても実績として認める。

ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで実績として認めない。

(h)　本案件に異工種ＪＶ又は経常ＪＶとして申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

(i)　申請書及び資料の提出期限の日から優先交渉権者選定通知の日までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止（建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止を含む。）を受けていないこと。

(j)　申請書及び資料の提出期限の日において、低入札工事を受注したことにより、近畿地方整備局が発注する新たな工事への参入を制限されていないこと。

(k)　本案件に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと（説明書参照）。

(l)　競争に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係がないこと又はその他の競争参加の適正さが阻害されると認められる関係がないこと（説明書参照）。

(m)　競争参加希望者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムからダウンロードした本案件の説明書及び図書等に基づき申請書及び資料を作成すること（ただし、電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）を下記４(2)(b)に持参することにより電子データの交付を受け、申請書及び資料を作成した者も可とする。）。

(n)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(2)　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を本建設工事の現地に専任で配置できること。

なお、専任期間は担当する橋梁下部工事又は橋梁上部及び鋼製橋脚工事のそれぞれの施工期間に現地に専任で配置できること。

また、橋梁上部及び鋼製橋脚工事を担当する配置予定技術者は、本建設工事の現地での架設据付期間に専任で配置できること。

なお、製作現場（工場）の配置予定技術者と架設据付現場の配置予定技術者が同一でない場合は、それぞれが次の基準を満たすこと。

ただし、製作現場（工場）の配置予定技術者は下記(b)の同種工事の経験は必要としない。

(a)　１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(b)　単体有資格業者及び経常ＪＶの配置予定技術者においては、平成18年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(ｱ)から(ｴ)までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の経験（以下「単体有資格業者及び経常ＪＶの同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

ただし、下記(ｱ)及び(ｲ)は同一工事の経験を有し、(ｳ)及び(ｴ)は同一工事の経験でなくてもよいが、すべての経験を有すること。

(ｱ)　道路橋（ＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

※道路橋にはモノレール及び新交通を含む。

(ｲ)　鈑桁橋を除く鋼橋、鋼製橋脚又は鋼橋主塔の製作架設工事。

(ｳ)　基礎形式が場所打ち杭（深礎杭は除く。）及び既製杭の経験を有すること。

(ｴ)　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚の工事の経験を有すること（歩道橋は除く。）。

また、下記１）及び２）の項目ごとに配置する場合は、平成18年度以降に元請として完成し、引渡しが完了したそれぞれに掲げる要件を満たす同種工事の経験を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

１）橋梁下部工事の施工を担当する配置予定技術者は、上記(b)(ｳ)及び(ｴ)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の経験を有する者であること。

ただし、上記(b)(ｳ)及び(ｴ)は同一工事でなくてもよいが、両方の経験を有すること。

２）橋梁上部及び鋼製橋脚工事の施工を担当する配置予定技術者は、上記(b)(ｱ)及び(ｲ)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の経験を有する者であること。

ただし、上記(b)(ｱ)及び(ｲ)は、同一工事の経験であること。なお、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。